

求められる木材価格対策の確立

専任研究員 秋山孝臣

1 収穫期に入った日本の森林

日本は、国土の3分の2の2,500万haが森林に覆われた世界有数の森林国であり、そのうち1,000万haがスギ、ヒノキ等の人工林である。人工林の林齢は50～60年生が中心になってきており、日本の森林は収穫期に入ってきている。

しかし、森林の所有構造は零細で、生産性は低く、長期的な木材価格の低迷から広大な施業放棄林を生んでおり、林業・森林経営は不活発である。すなわち、山村では、高齢化が進み、資産としての森林の価値の極度の下落から後継者も育たず、森林は荒れており、境界さえ分からない状況が増えている。

このようななか、行政は2012年に森林・林業再生プランを打ち出して森林・林業再生の方向を示し、搬出間伐に力を入れ2020年までに国産材自給率を50%（12年27.9%）とすることを掲げた。しかし、当該プランも多くの問題点を含んでおり、前途は多難である。

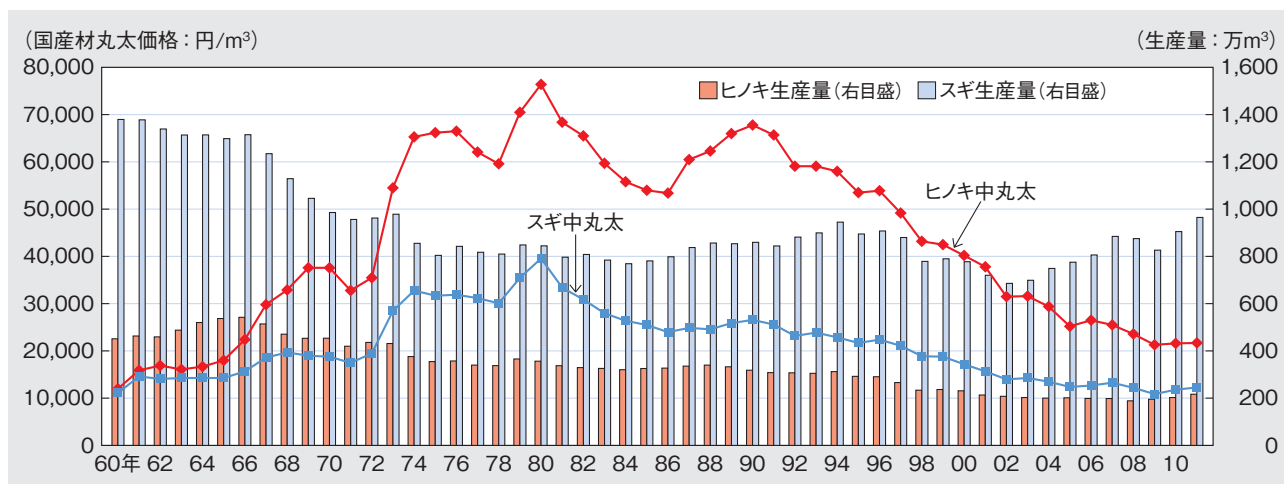
2 森林・林業再生プランに至る戦後林政の動向

戦後の林政は、1964年からの林業構造改善事業により日本の民有林が抱えている林地保有の零細・分散性・生産基盤の未整備の劣弱性の改善を図り、森林組合等を中心に資本装備を充実し林業の生産性向上を目指した。この時期、日本林業は拡大造林を積極的に行い、木材価格は80年をピークにおおむね高価格であった。

さらに、91年からの流域管理システムでは、従来、川上の生産と川下の消費の協力ができていなかったことを反省し、民有林、国有林一体となって川下部門にも力を入れ始めた。しかし、木材価格は、この頃から長期低迷期に入り、林業は産業として収益をあげられず、林家の経営意欲は次第に失われていった。

2001年には新しい時代に適合した森林・林業基本法が制定された。これは、戦後林政の一大転換点であり、新しい基本法では、林業政策が環境・公益性を重視する路線へ転換が図られたといえることができる。

第1図 国産材丸太価格と生産量の推移(1960～2011年)



出典 林野庁「木材価格の動向等について」

その後、導入された国産材新流通・加工システム(04～06年)では、それまであまり利用されていなかった低質材(いわゆるB材、C材^(注2))の利用を図るため集成材・合板等に国産材を利用していくことに焦点をあてた。続いて、新生産システム(06～10年)は、年間原木消費量数万m³から十数万m³程度の大規模製材所を建設し、原料を山から直送することによる並材(いわゆるA材)の大量消費体制の構築を目指した。

3 再生プランにおける木材価格の考え方

12年に策定された森林・林業再生プランは、林業の収益性の向上を普遍化し全国に普及することに政策の重点を置き、これによって外材との競争を伴うマーケットの価格形成を前提に並材中心の林業を成り立たせようとした。

木材価格が上がらないという前提にたって林業の収益性を向上させることが必要であるとの立場で、国際価格との競争条件のなかで、大量の並材を使って収益をあげ、再生産への投資に結びつけられる林業・木材産業を追求することがどうしても必要になる、というのが再生プランの立場であった。そして、その生産活動が雇用や所得を生み出し、林業が山村の基幹的な産業となるよう成り立たせなければならないとし、再生プランが目指すものはそのための大規模化・集約化・効率化であるとした。

4 再生プランの問題点

しかし、再生プランは、木材価格が構造的

(注1) 拡大造林とは、おもに広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などを、針葉樹中心の人工林(育成林)に置き換えることである。

(注2) 「A、B、C、D材」とは、木材を品質(主に曲がりなどの形状)や用途によって分類する通称であり、A材は製材、B材は合板や集成材、C材はチップや木質ボードなどに用いられる。また、D材は搬出されない林地残材などを言い、木質バイオマスエネルギーの燃料等への利用が期待されている。

に下落することを懸念せざるを得ない木材需給の状況をつくった。国産材生産の効率性を向上させたとしても、需要拡大策を十分に講じてはいない。従来の切り捨て間伐を廃し搬出間伐のみに補助金を交付したため、間伐材の大量出材が予想された。バイオマス発電の原料としてのD材需要は価格次第であり、不明確であった。また、良質材生産による木材の価格対策にも有効な方策を講じていなかった。つまり、山元の手取り価格である山元立木価格、市場での原木価格、製品市場での製材価格等それぞれの段階での林業、木材市売り業、製材業、住宅産業等の業態が必要とする利益を踏まえた価格を考慮せず、国際価格との競争条件のなかで決まってくる低迷した一律の並材価格で林業・木材産業が営まれることしか想定していなかった。また、再生プランは全国一律の大規模な生産・加工・流通しか考えておらず、地域での木材の高付加価値化を念頭に置いていないという問題点もある。

再生プランは、モデル事業であった新流通・加工システムや新生産システムの全国展開を図ったとも言えるが、その一方でそれらのモデル事業が抱えていた木材の需給調整機能や価格調整機能の不在の問題は検討されておらず、課題は繰り越されていたのであった。

5 求められる木材価格対策

森林・林業再生プランには多くの克服すべき本質的な問題点があり、政策具体化のなかで次第に森林・林業の実情に合った政策に変革させていく必要がある。とりわけ木材の価格対策と川下の需要拡大策の不足は、本質的な問題点の第1であり、具体的解決策が望まれる。林業の持続的経営の可能性を考えると、適正な産業利益は必ず必要であり、それをなくしては日本林業の再生は期待できないであろう。

(あきやま たかおみ)